

第32回東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例 第14条の規定により設置する審査会 議事概要

- 条例第12条及び第13条に定める不当な差別的言動の該当性及び事案の拡散防止措置並びに概要等公表について調査審議を行い、2事案は本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当すると認められ、概要等公表する事務局案について了承した。また、7事案は本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当しないとの事務局案について了承した。
7事案について報告がなされた。

- 審査会での主な意見等
 - ・ ヘイトスピーチ解消に向けて、表現活動が多様化していることを踏まえ、都民の理解がより深まるよう、ヘイトスピーチに関する啓発を効果的に行うことが重要である。